

## 第 1 章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の基本理念と目標
- 3 計画の位置づけ
- 4 健康寿命延伸に向けた他計画との関連
- 5 計画の期間

## 1 計画策定の趣旨

国においては、平成 17 年に食育基本法が成立し、翌年、食育推進基本計画が策定されました。

これを受けて新潟県では、平成 19 年 3 月「新潟県食育推進計画」を策定し、平成 23 年 3 月に一部修正を行い、平成 24 年度を目標年度として 22 の指標を掲げ、様々な組織等と連携しながら取組を進めてきました。

その結果、新潟の食の理解と継承につながる環境は整備されつつありますが、肥満や朝食欠食等が増加し、健康づくりに関する指標は目標達成に至らず、課題が残る状況です。

社会情勢としては、一世帯当たりの世帯員数減少により、食に対する家庭の機能が弱まり、また、社会経済的状況の変化により健康格差※が拡大している等、食を取り巻く状況はますます多様化・複雑化しています。

このような状況において、更に一層健康づくりの基盤となる食育に取り組むとともに、周知から実践に向けた食育活動を目指し、新潟県における食育の目標と取り組むべき方向性を示した「第 2 次新潟県食育推進計画」を策定し、食育の推進に取り組むこととしました。

※健康格差…地域、職業、経済力、世帯構成、生活習慣病等社会経済状況の変化に関連して生ずる健康状態や疾病の発生頻度・死亡率等の差。

## 2 計画の基本理念と目標

食は命の源であり、健全な食生活なくして心身の健康や豊かな人間性を育むことはできません。また、自然の恵みや「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めることが、豊かな食生活につながります。

このような考えに基づき、第 2 次計画の基本理念を第 1 次計画から引き続き、次のように定めることとしました。

### 食を通じて、健全な心身を培い、豊かな人間性を育む

キャッチフレーズ にいがたの食で育む、元気・長生き・豊かな心

この基本理念に向かって、県民一人ひとり、子どもから成人、高齢者までが「食」について、自ら考え、行動できることを目指します。

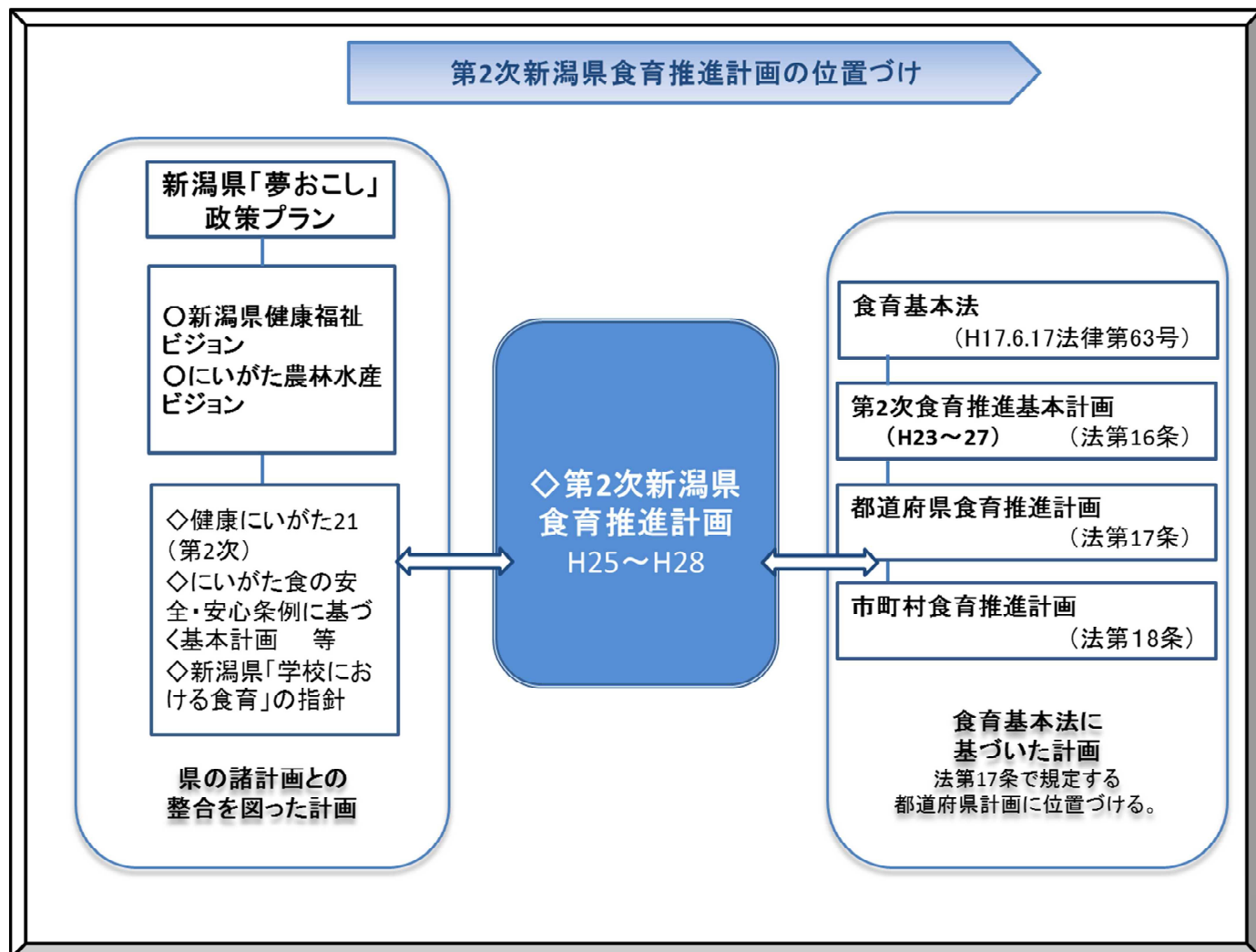
また、基本理念に近づくための具体的な目標を次のように定めます。

正しい生活リズムで主食・主菜・副菜をそろえた日本型食生活を実践する人を増やす

### 3 計画の位置づけ

この計画は、食育基本法（平成 17 年 6 月 17 日制定）第 17 条で規定する都道府県食育推進計画に位置付けます。

なお、健康寿命の延伸を目標に掲げ、新潟県の最上位計画である『新潟県「夢おこし」政策プラン』（平成 18 年 7 月策定）、その下部計画である「新潟県健康福祉ビジョン」（平成 18 年 3 月策定）や「にいがた農林水産ビジョン」（平成 13 年 3 月策定）などの各種関連計画と整合を図り、地域の特性に応じた食育の取組が推進されるための計画とします。



## 4 健康寿命の延伸に向けた他計画との関連

健康寿命の延伸のための生活習慣改善の推進については、新潟県健康増進計画「健康にいがた 21」、「新潟県歯科保健医療計画」及び「新潟県がん対策推進計画」（いずれも平成26年3月改定）と整合を図り、企業や健康・福祉・医療関連事業者、地域単位の組織、学校等と協働して取り組みます。



## 5 計画の期間

平成25年度を初年度とし、平成28年度までを目標年度としますが、社会経済情勢の変化などに応じて、必要な見直しを行うこととします。（指標の目標設定は「健康にいがた21（第2次）」と同様、10年間を見据えた設定（平成34年）を行った上で、平成28年度までの目標値としています。）

## ～健康寿命とは～

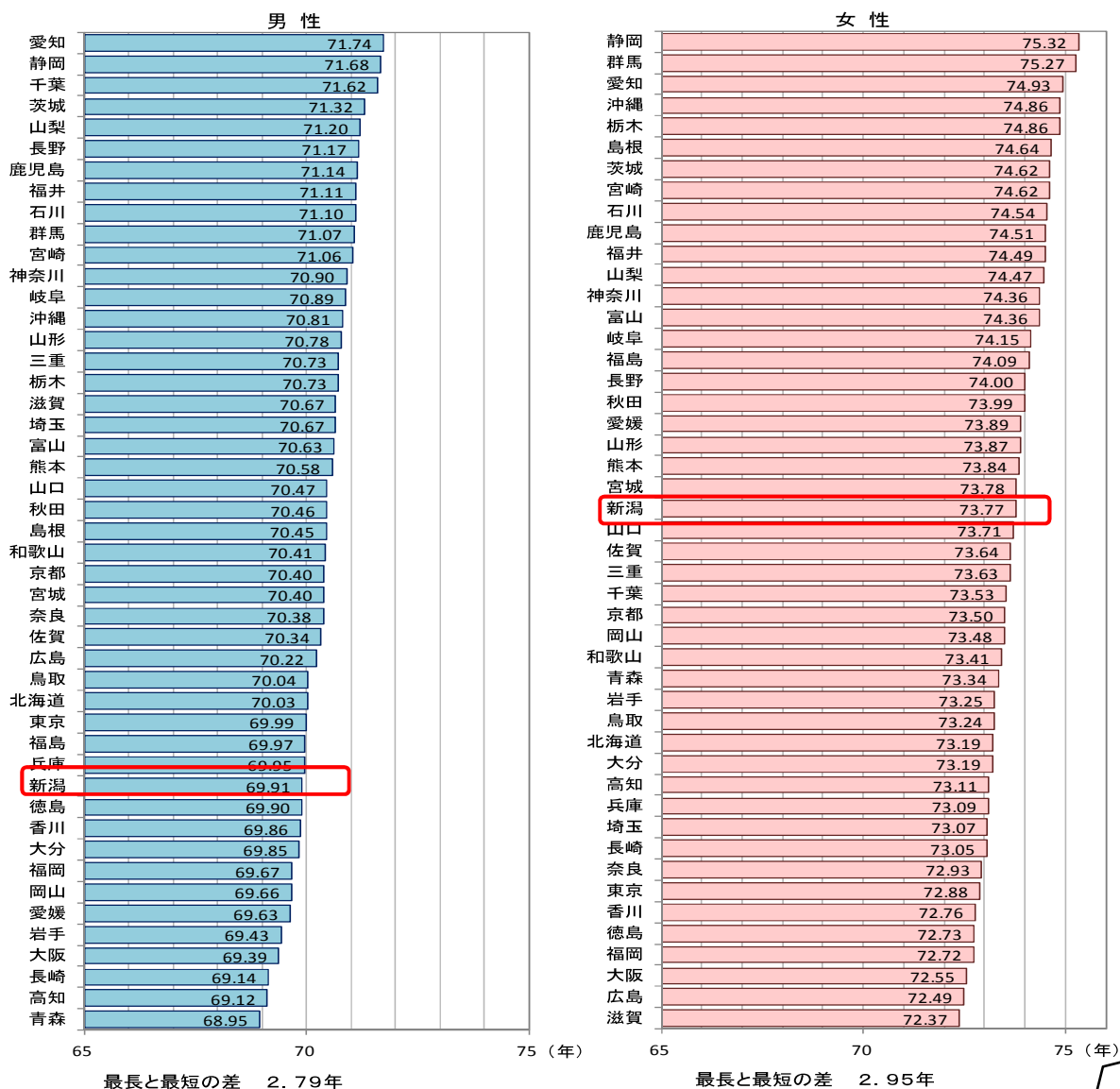
健康寿命とは、「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」と定義されています。

これまで、健康寿命の概念や算定方法などは十分明確になっていませんでしたが、「健康日本 21（第 2 次）」において、都道府県別の健康寿命の現状値（平成 22 年）が示されました。

本県の健康寿命は、男性 69.91 年（全国 36 位）、女性 73.77 年（全国 23 位）となっています。

今後は、平均寿命の延び以上に健康寿命を延ばす（不健康な状態になる時点を遅らせる）ことが重要です。

### 都道府県別 日常生活に制限のない期間の平均（平成 22 年）



資料：「健康日本 21（第 2 次）の推進に関する参考資料」（厚生労働省）